

# 311子ども 甲状腺がん 裁判NEWS

VOL.12  
2025.1.17



公式HP



発行元  311甲状腺がん子ども支援ネットワーク

12月11日、東京地方裁判所で第12回口頭弁論が開かれました。木枯らし吹く寒い中、この日も多くの方が地裁前に駆けつけてくださいました。一人ひとりがかじかむ手にマイクを握り、裁判への連帯の気持ちをアピール。大法廷の一般傍聴席89席に対し、189人が傍聴券の抽選に並んでくださいました。



地裁前では15名以上の方が次々にマイクを握りスピーチ、その後の集會も会場は満員でした。

## 目次

- P2…本人陳述（要旨）「自分の運命から逃げないで、最後まで闘いたい」原告2
- P3…第12回口頭弁論期日のご報告 井戸謙一
- P4…「100ミリシーベルトしきい値論」を徹底論破 西念京祐
- P5…ここが知りたい！「この裁判、いつまで続くの？」白石草（OurPlanet-TV）
- P6…何ができる？ 声を挙げた甲状腺がん患者と私たち  
子どもの権利条約フォーラム2024 分科会報告
- P8…サポーターズカードオリジナルグッズにキュートなクリアファイル登場！  
今後の日程ほか



## 本人陳述(要旨)

# 自分の運命から逃げないで、最後まで闘いたい

原告 2



### 放射線被ばくと10年の闘病生活

私は、東京電力福島第一原子力発電所からは50キロほどの自宅で被ばくしました。事故当時、私の住んでいた地域にはモニタリングポストがなく、公式な空間放射線量が初めて測定されたのは3月17日でした。その日の数値は、通常の250倍に当たる毎時10マイクロシーベルトをはるかに超えていました。同じ時間、福島市では10マイクロシーベルト以下だったので、私の住む地域の線量がいかに高かったかがわかります。放射線プルームが通過した3月15日を含む3月中旬は、高校入学の準備のために外出も多く、私が放射線に被ばくしたことは間違いありません。

最初のがんと診断を受けた時から、10年が過ぎました。その間、過酷で辛い治療をたくさん受けましたが、病状は今も進行しています。治療の見通しが立たない中、時折、自分はあとどのくらい健康で生きられるのかと考えることがあります。不安が募り寝られないときもあります。腫瘍マーカーの値が上がっていないといいなと思いつつ、今も3か月に1回通院していますが、腫瘍マーカーの値はじりじりと上がっています。数値が上がっているのを見ると、何が悪かったのか。なぜ上がったのか。考え込んでしまいます。もやもやした気持ちで血液検査や超音波検査を受け、さらに1年に1回はCT検査なども受け続けています。

病気が良くなり、少しでも薬を減らしたら。そう願っても、現在の医学では、肺に転移した甲状腺がんに対する標準治療は、アイソトープ治療しかありません。そのアイソトープ治療が効かず、本当に辛いです。治療にかけた時間は、すべて無駄だったと感じます。治療に終わりがみえず、いつになったら良くなるのだろうと思うと、今後が不安です。また常に体調の悪い状態が続いています。かつてのような健康で元気な体に戻りたい。少しでも長く、健康で生きれたらいいなと思います。

### 病気で失ったもの

私は中学の頃から、東京の企業に入って、自分の得意分野で活躍したいと思っていました。しかし、甲状腺がんの検査や手術によって進学先を変えました。そ

うして入学した大学も、再発のために中退せざるを得ませんでした。せっかく治療に専念したにもかかわらず、さらなる再発や肺転移まで見つかり、とてもやりきれない気持ちでした。悔しい気持ちを、どこにぶつけていいかわかりませんでした。

私の住む地域は、どこの誰がどこの学校に進学したとか、就職したとか、結婚したとか、コロナに感染したとか、家庭内のことも、すぐに隣近所に噂となって広まります。ですから病気になる、学校を辞めて自宅にいと、こうした人間関係が残る狭い地域社会が、私や家族にとっても重くのしかかっています。

「被ばく者」という烙印を押されて差別を受けるのではないかと。復興の足をひっぱる迷惑者とバッシングを受けるのではないかと。そんな恐れを抱かざるを得ない環境の中、人に病気を知られることは大変な恐怖です。私は病気を人に知られないように、なるべく人との接触を避け、小さくなって生活しています。とても息苦しくて辛いです。

### どう将来を見通せば良いのか

10年間闘病しているうちに、まもなく30歳になります。私は、一度は諦めた夢を取り戻そうと、3年前に通信教育を受け始めました。通信制とはいえ、勉強することは私の気持ちに大きな変化をもたらしました。私は本当にこの分野が好きなんだ。学んでいることを仕事にしたい。一度は失っていた気持ちがふつふつと湧いてきます。

ただ病気になってから、病気について人に説明したり、新しい環境に飛び込むことが億劫になっています。就職できたとしても、今のような体調では、通院のために定期的に仕事を休む必要があります。病気のことを説明し、理解してもらえるか。同僚などに迷惑をかけるのではないかと。そんな心配がぬぐえず、この年齢まで、正社員への応募を控えてきました。ですから、通信教育を終えても、今後のことは全く白紙です。この年齢になり、自分の特技を活かせる仕事ができる環境に、簡単に身を置けるとは思いません。厳しい体調を抱えながら、どう将来を見通せばいいのか。不安でいっぱいです。

## 裁判～支援者から得た勇気

一昨年5月に開かれた第1回口頭弁論で、私は法廷に立ち、原告意見陳述をしました。意見陳述の文章を作るのは思った以上に大変でした。正直、昔の記憶を思い出すのはとてもつらく、なかなか書けませんでした。涙ばかり出て、こんなにつらい思いをするくらいなら、裁判なんてやりたくなかった、というのが本音でした。でも、私が経験したことを一人でも多くの人に聞いてもらいたい。そんな思いで、約2ヶ月間かけて、書き上げました。

期日の後、支援者の方に「勇気を出して立ち上がったくてありがとうございます」と直接言っていただいた時に、私の中で、この裁判についての意識が変わりました。「この裁判の主役は私たち原告なんだ」と強く感じました。原告として、これからも自分がその場において、自分の目で見て、その瞬間をできるだけ見届けていきたいです。

## 原告の仲間と被害を伝えたい

私は裁判を提訴する前、他の人の前で、病気のことを話したことはほとんどなく、同じ病気の子と接することを避けていました。同じ甲状腺がんの子と会うことが怖かったです。でも自分の中で、このままじゃいけないと思い、実際に会うことを決めました。初めて会ったのは、原告3番さんと5番さんです。

しかし何年間もの間、打ち解けられずにいました。病気や治療の話をするこゝ自体、辛いだろうし、同じ

病気であっても、気持ちを分かち合えないのではないかと、どこか壁を作っていました。甲状腺がんに限らず、病気の辛さはそれぞれ違い、その辛さは当事者しか分からないからです。

でも、それぞれが裁判で意見陳述をし、会う機会も増えるなか、次第に心を開けるようになり、甲状腺がんになった子しか分からない辛さや経験を分かち合えるようになりました。自分だけが辛かったわけではないとわかり、少しだけ救われたような気がします。これは、私の中で、とても大きな出来事でした。

今、私たち原告は、同じ時間を共有することによって、さらに仲間意識が強まってきていると思っています。裁判を通じて絆を深めた原告の子と一緒に、甲状腺がんの被害を裁判所に伝えていきたいです。

## おわりに

「なんで甲状腺がんになったんだろう。」「もし、がんじゃなかったら」これまで数えきれないくらい、何度も何度もそう思ってきました。私は甲状腺がんになり、大学を中退し、あらゆることを失いました。甲状腺がんになったことは、受け入れなくてはならない現実のはずなのに、私はどこかで、受け入れることができませんでした。でも今は、自分の運命から逃げないで、これからも、自分のために、一緒に立ち上がった原告たちと共に、最後まで闘いたいです。そして、声をあげられずに一人苦しんでいる甲状腺がんを患っている方々の力になりたいと思います。

## 第12回口頭弁論 期日のご報告

弁護団長 井戸謙一



第12回口頭弁論期日、私たちは、被告の従前の主張に対する反論を行い、400人に近づこうとしている小児甲状腺がんの評価が福島県民健康調査検討委員会においていかに恣意的に行われているか、100ミリシーベルト以下の被ばくでは健康被害がないという主張がいかに科学を捻じ曲げたものであるかなどを主張しました。

次回には、原告主張に対する被告の反論が予定されており、本件訴訟も大きな山場を迎えます。2022年

1月27日に提訴した本件訴訟は、いよいよ4年目に入ります。予想していたとはいえ、長い闘いです。この間、原告の人たちの病状や生活状況にも色んな変化がありました。置かれた状況は様々ですが、その中で、それぞれ前を向いて生きようと頑張っています。

本件訴訟のテーマは被ばくによる健康被害です。チェルノブイリだけではなく、ヒロシマ、ナガサキ、ビキニ等ともつながる問題です。核兵器の3回目の実戦使用が現実の危険となる一方、被団協のノーベル平和賞受賞に象徴されるように、被ばくの問題についての社会的な関心が強まっています。そういう動きと繋がりながら、この裁判を闘っていきたいと思います。引き続きのご支援をお願いいたします。

# 「100ミリシーベルトしきい値論」を徹底論破!!

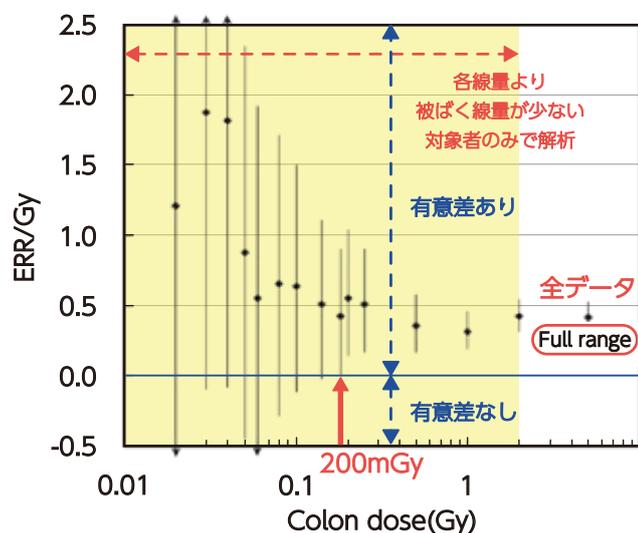


弁護士 西念京祐

私たち原告側は第12回期日に4本の準備書面を提出しましたが、そのうち「準備書面38」と「準備書面39」は、主に被告が主張する「100ミリシーベルトしきい値論」に反論したものです。

東電側は「100ミリシーベルト以下の被ばく線量では放射線による発がんリスクの増加は確認されていない」とする「ICRP2007年勧告」を「国際的な合意」として示し、だから、原告らの甲状腺がんと福島原発事故との「因果関係は認められない」と主張してきました。「ICRP2007年勧告」が根拠としたのは、広島・長崎の原爆被爆者31,881人の死亡率について、1950年から1997年まで追跡調査した「LSS研究(寿命調査)13報」です。

そこで、私たち原告側は「準備書面20」で、LSS13報は「統計的検出力」がなかっただけだと反論し、その後のデータの蓄積によりLSSを使った2017年のGrant論文や2023年の世界中の被ばく労働者を解析した「INWORKS」研究では100ミリシーベルト以下でも被ばくと疾病の関係が有意に増えていることを述べました。ところが被告はこれに対し、「LSS14報」の主著者である小笹晃太郎氏がある会議で述べた「『リスクが有意となる最低の線量域は0~0.2グレイである』との意味が誤解されている」という発言を引用して、原告側は「誤解している」と反論してきました。実はこれは、東電が原発避難者訴訟でよく使っている常套句です。



しかし、東電の主張こそが誤解なのです。私たちは前述した2つの書面を提出し、小笹氏の発言の意味を解説し、私たちの主張が誤解ではないことを明らかにしました。

左下のグラフは、「LSS14報」の図5に説明を加えたものです。被ばく量(グレイ)あたり、がん死亡のリスクがどれだけ上昇するか(過剰相対リスク)を示しています。黒い菱形の点(◆)は最もそれらしい値の推計値(点推定値)で、縦線は95%信頼区間を示しています。縦軸の「0.0」は、過剰なリスクが生じていない状態なので、縦線(95%信頼区間)が「0.0」より上だと「統計的有意差あり」、「0.0」をまたいでいる場合は、「統計的有意差がない」ことを示しています。確かに、0.2グレイ(200ミリグレイ)より低い線量域では、縦線が「0.0」の下まで突き出ている、統計的有意差はありません。

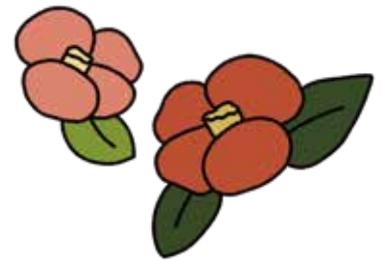
ただ、このグラフを見ると、縦線の幅が右側では狭い一方、左側では次第に広がっていることに気付くと思います。実はこの研究では、一番右の「Full range(全データ)」と記載されたグラフ以外は、0からある線量まで被ばくした人のみに限定してデータを解析しています。このような手法を取ると、低線量領域になればなるほど解析対象者数が減り、信頼区間の幅が広がり、解析の精度が落ちて統計的検出力も低下します。このため、0.2グレイ(200ミリグレイ)未満の線量では、信頼区間を示す縦線が「0.0」をまたぎ、「統計的有意差がない」という結論が導かれてしまっているのです。

被告の示した小笹氏の発言は、このことを解説しているにすぎません。一方、一番右の「Full range(全データ)」のグラフをご覧ください。信頼区間の幅も狭く(精度が高く)、放射線被ばくが増えればがん死亡が増えていることは明白です。低線量域は統計的有意差がないものの、点推定値は高線量領域よりむしろ高いので、調査期間が延びてデータ量が増えることによって統計的検出力が高まれば、低線量域のグラフも

いずれ、統計的有意差が認められるのは誰の目にも明らかです。現に2017年のGrant論文では、100ミリシーベルト以下で統計的有意差が認められました。

科学的知見、特に統計的有意差の有無などは、データが増えれば増えるほどアップデートされていきます。20年も前の「国際的に合意」を根拠に、更新されたデータに基づいた新たな科学的知見を否定することはできません。

被告の「100ミリシーベルトしきい値論」は誤りであり、これを理由に、放射線被ばくと原告らの甲状腺がん発症との事実的因果関係を否定することはできないのです。



## ここが知りたい! 「この裁判、いつまで続くの?」

(OurPlanet-TV 白石草)

東京地裁の島崎邦彦裁判長は昨年3月に開かれた進行協議で、9月の口頭弁論期日までに、原告側に全ての主張を出し切るよう求め、早期に証人尋問の人選に入りたいとの意向を示しました。裁判所では昨今、迅速な裁判手続きをすることが重視されているためです。

民事裁判では、原告が訴状を出し、被告が答弁書を提出した後、原告と被告の双方が「準備書面」と呼ばれる書類を裁判所に提出し、互いに主張と反論を繰り返します。甲状腺がん裁判でも、提訴から3年間、この「争点整理手続き」が続いてきました。しかし、それも最終局面にあります。

原告被告の双方が主張を出しつくし、争点が明確になってくると、次のステップは証人尋問（証拠調べ）です。裁判所は前述した通り、当初は今年9月から証人尋問に入りたいとの意向を示していましたが、東京電力が12月に提出すると予告していた専門家意見書の提出を先延ばししたため、争点整理手続きは12月まで継続する見通しです。その前提で考えると、証人尋問が始まるのは早くとも来年3月の第17回口頭弁論期日にずれ込みそうです。

では、証人尋問はどのくらいかかるのでしょうか。専門家尋問は原告被告双方で2人ずつ採用されると想定すると、原告6人の証人尋問と合わせて6回程度は必要そうです。結審は早くとも2027年度に、判決は結審から半年程度の期間を要すると考えられます。

原告被告いずれが敗訴しても、控訴、上告するのは確実ですから、判決の確定までには更に数年を要する

と考えられます。原発事故から20年経っても、小児甲状腺がんが被ばくによるものか決着しない可能性が否めません。事故当時6歳だった原告も30歳近くになってしまいます。

一審(東京地裁)	訴状提出	2022年1月27日
	答弁書提出	2022年5月20日
	弁論期日・争点整理	2022年5月26日～ 2025年12月頃 <b>◀今はこの最終段階</b>
	証人尋問	2026年3月頃～2027年度頃?
	判決	2027年～2028年中?



控訴審(東京高裁)	控訴	2028年中?
	弁論期日・争点整理	2028年中～2030年中?
	証人尋問	認められない可能性もあり
	判決	2029年～2031年頃?



上告審(最高裁)	上告	2029年～2031年頃?
	弁論期日	憲法判断の見直しなどの場合のみ
	判決または棄却	2029年～2032年頃?

裁判の流れと時期的な見通し(大きく変わる場合もあります)

# 何ができる？ 声を挙げた

11月10日、立教大学で開催された「子どもの権利条約フォーラム2024」。311甲状腺がん子ども支援ネットワークは「何ができる？声を挙げた甲状腺がん患者と私たち」をテーマに分科会を行い、70名の方々にご参加いただきました。

一番若い原告6（こはくさん）のお話と若い支援者によるシンポジウムの一部をご紹介します。（構成：編集部）

## パネルディスカッション～原告と同世代として

### 大阪海希さん／高校生

私は社会運動に関心があって、学校で水俣病の補償問題についての論文を書いていたのですが、関係者にお話を伺ったときに、甲状腺がんの裁判があるから傍聴してみない？と声をかけていただきました。



ちょうどその1～2カ月前に、学校で「原発事故を学ぶ」というフィールドワークがあって、福島第一原発や原子力災害伝承館を見学していました。先生や職員の説明は、原発事故がなぜ起こったのかという科学的なメカニズムが中心で、展示も過去のことばかり。現在どんな問題が起きているのか、ということを考える機会はありませんでした。ですから、裁判を傍聴して今も苦しんでいる人たちがいるということを知った時は、とても衝撃を受けました。

この裁判も支援者や弁護団の在り方が、水俣病の運動と似ている感じがするので、この裁判も、水俣病と同じように支援の輪が広がっていけば良いなと思っています。

### 笠谷航平さん／ライブハウス勤務

僕はいつも集会の裏方などを手伝っています。原告の人たちと同年代ということは、自分も原告のみなさんと同じ立場になっていたかもしれないなと思っています。この問題は自分自身の問題でもあるんだなと感じています。



原発は今、日本中に建っているし、事故が起こったら何らかの健康被害を受けてしまう。一方で、原発で作られた電気を使って生活してきた僕たちは、その構造に無自覚に加担してきたという問題もある。だから僕もこの問題を自分のこととして取り組んでいるところがあるんですね。

とはいえ、裁判や集会にはあまり同年代の人たちは来ていないので、もっと関心を持ってほしいなと思っています。ネット上で流布されている過剰診断論や、冷笑的な態度なども関係していると思うし、そこにもとても関心があります。

### 白石穂さん／大学院生

私は東京出身の25歳で、第1回から裁判のお手伝いをしています。私が原告さんと出会ったのは2018年、大学一年生の春でした。まだ裁判の話が持ち上がる前で、当時の印象は、とにかく寡黙な方たちという印象でした。



その後、裁判が始まり、原告さんたちは全員、意見陳述という、自分の経験を自分の言葉で語るということをするごく時間をかけて行ってきました。自分の辛い体験をもう一度語ることで、それを裁判で、多くの人たちがいる中で語るということは本当に辛い作業だったのではないかと思います。でも、この作業を通じて、原告さん一人ひとりが自分の殻を破って変化したような気がします。今では「みのちゃん」と気軽に声をかけてくれるので、とても嬉しいです。

とても難しいのですが、私は、とにかく原告さんに寄り添って、あなたが何を考えていようと味方だよという態度を示していきたいなと思っています。裁判はまだまだ続いていくけれど、大変な思いをして立ち上がってくれた原告さんたちが、裁判という形できちんと報われてほしいと心から思っています。

## 若い世代が運動に関わることは

**航平** 僕たちは生まれたときからこの原発がある社会という構造に組み込まれていたわけだけれど。あのような原発事故が起こったときに、発想を転換できたはずなのに。それができてこなかったという思いがあります。

そして環境問題などを考えても、もっと痛い目に遭うのは僕たちよりも下の世代の人たち。原発事故では、この裁判の原告の方たちのような人が、まさきに痛い目を見た。そんな理不尽な目に遭う人々を犠牲にして経済を優先するような社会をどうにかしたいと思っているんだけど、それは自分たちの世代がやっていけなくちゃいけないんだろうなって思っています。そのためにもこういう場で議論や対話をしていくことが大事なんだと思います。

**海希** 私の高校では、探究の時間として社会課題に関心を持つことを勧めているので、周囲にもいろんな社会問題に関心を持っている人が多いし、行動している人も多いんです。だから、学校教育はやっぱ重要で、ただ先生に教わるのではなく、自分が主体となって学べる場が必要だと思います。

学校では、信憑性を考えて情報を集めることが大事だと

# 甲状腺がん患者と私たち



## 原告6こはくさん のお話



中学2年生で最初に甲状腺がんと診断された時は、すごいショックや衝撃はなくて。「ああ、そうなんだ」という感じでした。たぶん自分の体にどんなことが起きているのかがわかっていなかったのだと思います。甲状腺がん裁判は、メディアで取り上げられなかったり、原告の数が少なかったりという状況があるけれど、だからこそ原告一人ひとりが頑張っていかなければ、と思っています。私も最初は意見を言うのは苦手で、あまり喋らなかったのですが、裁判を通して徐々に意見を言えるようになり、自分の成長にもつながったと感じています。

習いました。ただ、その時、国連や政府の情報が一番正しいんだと言われ、甲状腺がんについても、国連科学委員会が原発事故とは関連性がないと言っていると科学の先生から教えられました。でも、この裁判のことを知って、必ずしもそうではないということを学んだので、機会があれば、国連や政府の情報が一番というわけではないよということを書いていきたいなと思っています。

**穂** UNSCEAR（国連科学委員会）が採用しているデータはかなりずさんで信用に足るものではないということはこの裁判でかなり明らかになっていることですが、そのことを伝えていくというのはとても難しく、それで批判を受けたり、原告さんたちが矢面に立たされたりしてしまう。そんな辛い思いをしてほしくないという思いもあります。

**航平** 当たり前の話ですけど、原告の方ではなく、僕らが前に立っていかないといけないなと思っています。こういう対面の場で議論するなら、相手の顔も見えないし、対話できる可能性があると思うんですが、ネットではとても議論はしづらい状況があります。だから、ネット上では、議論するというよりも、粛々と自分たちの意見を表明していく態度が実は正しいのかなと思っています。あとは、それをどれだけ広げることができるか。そこは本当に考えていかなければいけないところだと思います。



## 一番、大切なのは当事者に寄り添うこと

**海希** 私は水俣病の研究で、当時の支援者さんや今の支援者さんにお話を聞いていく中で、いろんな方が話していたのは、支援をしたい、広めたい、と思って正義感のようなものが働いたとしても、原告さんたちの気持ちに寄り添うという気持ちは絶対に忘れてはダメだということでした。

患者さんを救いたいとか、権利を守りたいという気持ちが先走って、色んなところに発信するとか、こうしたい、こうしなきゃダメだみたいな使命感が出て、患者さんの気持ちとしてはそこまでついていけないということもある。あくまでも中心にいるのは患者さんであり、その人がどうしたいのかということを知ることが大切で、そこで意見が対立することがあっても、近くにいる人が仲介者となって話をまとめていくことが大事なんだと。「患者さん」「仲介者」「周りの全国の支援者」みたいな、そんな構図になるようにしていかなきゃダメだよというお話を聞いて、心に刻みました。

**穂** とても重要なことですね。当事者の方たちの助けになりたいという思いが先走って、自分が思う方向にどんどん進めていってしまった結果、当事者を置き去りにしてしまう。私たちはこの問題を少しでも広めたいと思ってやっても、原告さんたちが必ずしも同じ気持ちであるとは限らない。やはり大切なのは、とにかく原告さんの話を真剣に聞いて、その上でどうしたいのかということを実際に考えていくこと。それが私たち支援者にとってとても重要なことだと思っています。



## サポーターズカード オリジナルグッズにキュートな クリアファイル登場!



いつも、裁判期日に東京地裁にお越しいただきありがとうございます!支援をしてくださる皆さまへ感謝の気持ちを込めて、今年3月(第9回期日)からスタートしたサポーターズカード。期日に6回ご参加いただくごとにオリジナルグッズをプレゼントしています。

6回参加の方にお渡ししていたひよこ缶バッジに続き、今回第12回期日に登場したのはかわいらしいひよこクリアファイル。漫画のコマ風のレイアウトに、暑い夏から秋、寒い冬を経て、桜の花咲く春へ。季節を巡る素敵なデザインになっています。裁判もこの1月で4年目に入ります。みなさまの支援がこの裁判を支えています。これからもどうぞよろしく願いいたします!

●サポーターズカードをまだお持ちでない方は、期日の日に支援者集会の受付でお受け取りください。これまでの期日に参加された方は、受付でお知らせいただければ、過去にご参加くださった回数分のポイントシールを差し上げます。



## 今後の日程

### 第13回口頭弁論 2025年3月5日(水) 14:30~東京地裁 103号法廷

報告集会は日比谷コンベンションホールで行います。

第14回口頭弁論 2025年6月25日(水)東京地裁 / 第15回口頭弁論 2025年9月17日(水)東京地裁

## 裁判を支えてください

### ご寄付(カンパ)

長期の裁判を闘うために、財政支援をお願いします。寄せられたご寄付は交通費などの経費および調査・翻訳・意見書作成などの訴訟費用に充てられます。

### 裁判期日に参加する

裁判の盛り上がり、判決を左右します。口頭弁論期日に東京地裁にお集まりください。法廷で傍聴できる人数には制約がありますが、報告集会等を行います。裁判の経過を共有し、まわりに広げてください。

### 賛同団体になる

賛同団体に登録し、この裁判を支える輪を広げてください。ホームページから登録できます。

## 311子ども甲状腺がん裁判 寄付振込先

### ●郵便振替

記号:00170-7 番号:393240

口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク  
サンイチイコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

### ●ゆうちょ銀行

店番:〇一九支店 当座預金 口座番号:0393240

口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク  
サンイチイコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

### ●城南信用金庫

九段支店 普通預金 口座番号:355663

口座名:311甲状腺がん子ども支援ネットワーク  
サンイチイコウジョウセンガンコドモシエンネットワーク

『銀行からお振込みの際は、HP「ご寄付お申し込みフォーム」よりお知らせください。』

### ●READYFOR継続寄付(月額支援)

クレジットカード決済となります。詳しくはこちら→



## 311子ども甲状腺がん裁判 住所と電話番号が変わりました!

【発行元】311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 【発行日】2025年1月17日  
〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所内  
【TEL】03-3296-2724(平日:午前10時~午後5時) 【FAX】03-5412-0829  
【E-mail】info@311support.net 【HP】https://www.311support.net/



このニュースレターは原告が企画・デザインしています